

ひとり親世帯臨時特別給付金のお知らせ

～ひとり親世帯を支援するため、給付金を支給します～

1. 基本給付

■給付金の対象となる方

児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の方^{*1}で、次の①～③のいずれかに該当する方

- ①令和2年6月分の児童扶養手当が支給された方（申請不要）
- ②公的年金等^{*2}を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止されている方^{*3*4}（要申請）
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方（要申請）

- ※1…児童扶養手当法に定める「養育者」の方も対象になります
- ※2…遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など
- ※3…既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の

支給が全額、または一部を停止されたと推測される方も対象となります

- ※4…児童扶養手当に係る支給限度額を下回る方に限ります

■給付額 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

2. 追加給付

■給付金の対象となる方

「1. 基本給付」対象の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方（要申請）

■給付額 1世帯5万円

■手続きに必要な物

印鑑・通帳の写し・本人確認書類・収入額が分かる書類・年金額が分かる書類等

■申請場所 福祉課、各総合支所

■申請期限 令和3年2月1日

■問い合わせ

福祉課 民生福祉班 ☎0820(77)5505

中高一貫教育だより

②

■問い合わせ 周防大島高等学校
☎0820(77)1048

今年度は、新型コロナウイルスの影響で、さまざまな中高一貫行事が中止となっていますが、このような状況下でもできることを探し、取組を行っています。今回は生徒の資格取得に向けて、高校と中学校が協力して行っている取組をご紹介します。

資格取得に向けての取組

日本漢字能力検定協会主催の「漢検」は、さまざまな場面で通用する資格として認知度の高い検定です。この漢検の資格取得に向けた取組として、高校教諭による手作りの教材「島高漢検」を、周防大島町内の中学校と高校が生徒の学力アップのために共同で活用しています。最近では、小学校にも資料を提供し、島内の児童生徒の学力向上に向けて使用を呼びかけています。

学年の枠を取り払い、それぞれの実力を試す「島高漢検」は、児童生徒同士の切磋琢磨の場として活用されています。

本年度は7月、9月、12月の3回実施を予定しています。

教務・中高一貫教育主任会議が行われました

連携型中高一貫教育には、教科や分掌ごとにさまざまな部会があります。7月7日に第2回教務・中高一貫教育主任会議が久賀中学校で開かれました。各校で中高一貫教育を担当する教員が集まり、中高一貫行事の具体的な進め方や、計画立案・連絡調整を行う中高一貫教育の核となる部会で、通常月1回の割合で開いています。

今回の会議は、新型コロナウイルスの影響で実施できていなかった交流授業や二学期以降の中高一貫行事について話し合いました。

綿密な打ち合わせのもと、中高一貫行事は円滑に行われています。



▲会議の様子